

## 和歌山県公害防止条例に関する届出（設置・変更）について

（騒音・振動に係る特定施設）※風力発電施設を除く

### 1 届出に必要な書類

※令和元年度まで、県からご案内していたものです。市町村への届出に際しては、以下を参考としてご準備いただきますようお願いいたします（市町村からの指示等があった場合は、別途ご対応ください）。

- (1) 特定施設設置（既設）届出書（騒音・振動）・・・別記第5号様式（その3）
- (2) 特定施設変更届出書（騒音・振動）・・・別記第6号様式（その3）  
（（1）の届出を提出した後に、施設の数等を変更しようとする場合）
- (3) 工場・事業場周辺の地図（縮尺があり、周辺の住居・公共施設がわかるもの）
- (4) 工場・事業場の敷地内の建物等の配置図
- (5) 届出施設の設置場所を記載した工場・事業場の平面図
- (6) 建屋の平面図、立面図及び断面図
- (7) 届出施設の構造概要図（カタログ等でも可）
- (8) 騒音・振動の発生に係る操業システムの概要
- (9) 騒音・振動防止装置の概要（カタログ又は図面）  
（防止対策についての具体的な内容及び騒音・振動の減衰効果についての計算式等も示すこと）
- (10) 敷地境界を図示したもの（直近敷地境界までの距離がわかるもの）
- (11) 音源での音の大きさ・振源での振動の大きさ（特定施設ごとに示すこと）
- (12) 直近敷地境界線上までの距離と騒音・振動の推定値（計算式も示すこと）
- (13) (12)において排出基準に適合しない場合、既設の特定施設を含めた音源・振源から直近の民家までの最短距離と騒音・振動の予測（複合）値（計算式も示すこと）
- (14) 委任状（届出者に代表権がない場合）
- (15) 特定施設が複数の場合、(11)、(12)、(13)における複合音の推定値
- (16) その他必要な書類

※音源での音は、原則として、カタログ値等に記載されているものとする。

ただし、変更届出の場合は、実測値可。

※太字については必ず必要。

ただし、(1)、(2)については、いずれか。

### 2 提出方法

(1) 提出先 各市町村環境担当課

(2) 提出部数 2部（届出者控え含む）

### 3 ご注意点

特定施設を設置又は変更する際は、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、特定施設の設置・変更は出来ません。なお、特定施設の受理日は、基本的には、各市町村環境担当課で受付された日となります。

### 4 お問い合わせ先

各市町村環境担当課

## 和歌山県公害防止条例に関する届出（設置・変更）について

（騒音に係る特定施設）※風力発電施設

### 1 届出に必要な書類

- (1) 特定施設設置（既設）届出書（騒音）・・・別記第5号様式（その3）
- (2) 特定施設変更届出書（騒音）・・・別記第6号様式（その3）  
（（1）の届出を提出した後に、施設の数等を変更しようとする場合）
- (3) 事業場周辺の地図（縮尺があり、周辺の住居・公共施設がわかるもの）
- (4) 届出施設の設置場所を記載した事業場の平面図
- (5) 届出施設の構造概要図（カタログ等でも可）
- (6) 事業の概要（パンフレット等でも可）
- (7) 騒音の防止の方法  
（防止対策についての具体的な内容及び音の減衰効果の詳細等も示すこと）
- (8) 敷地境界線を図示したもの（直近敷地境界までの距離がわかるもの）
- (9) 音源での音の大きさ（特定施設ごとに示すこと）
- (10) 特定施設から直近敷地境界線上までの距離と騒音の推定値※<sup>1</sup>  
（計算式も示すこと）
- (11) 特定施設から特定施設周辺の民家や集落までの距離と騒音の推定値※<sup>2</sup>  
（計算式も示すこと）
- (12) 委任状（届出者に代表権がない場合）

※1 （11）の資料を提出する場合は、（10）の資料の提出を省略して差し支えありません。

※2 特定施設を1基設置する場合は、設置場所から直近となる民家における騒音の推定値を提示してください。

また、特定施設を複数設置する場合は、設置場所から直近となる民家や、施設周辺の地域において複合音（各施設から発生する騒音の合計）が最も大きくなると推測される民家について、複合音の推定値を提示してください。

なお、以下の資料がある場合は、可能な限り添付をお願いします。

- ・騒音の推定地点における施設設置前の環境騒音の測定値
- ・施設稼働時の騒音の測定値（既設の場合）
- ・騒音の周波数分析結果等（純音性成分の状況が分かるもの）

### 2 提出先及び提出部数

- (1) 和歌山市内に特定施設を設置する場合  
環境管理課に3部提出してください。（うち1部は和歌山市への情報提供用、うち1部は届出者控え）
- (2) 和歌山市以外で特定施設を設置する場合  
設置する市町村を管轄区域とする保健所衛生環境課（新宮保健所串本支所は保健環境課、以下同じ）に4部提出してください。（うち1部は市町村への情報提供用、うち1部は届出者控え用）

※複数の市町村にまたがって特定施設を設置する場合の提出先、提出部数については

以下のとおりです。

<提出先>

施設の設置数が最も多い市町村を管轄区域とする保健所に提出してください。  
なお、設置者や管理事務所の所在が、施設を設置する市町村内にある場合は、  
同所在地を管轄区域とする保健所に提出することもできます。

<提出部数>

施設を設置する各市町村、設置する市町村を管轄区域とする各保健所（提出先  
の保健所を除く）への情報提供用として、必要部数を追加してください。

### 3 ご注意点

特定施設を設置又は変更する際は、原則として、届出が受理された日から30日を経過  
した後でなければ、特定施設の設置・変更は出来ません。なお、特定施設の届出の受理日  
は、提出先の機関が受付を行った日となります。

### 4 お問い合わせ先

環境生活部 環境政策局 環境管理課 環境保全班  
TEL (073)441-2683 FAX (073)441-2689  
若しくは、各保健所衛生環境課